

事務連絡  
令和5年3月31日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中  
公益財団法人日本パラスポーツ協会  
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
業種別ガイドラインの廃止  
及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応いただいていたところです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置づけの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行うこととなります。この情報提供の一環として、本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、別添のとおりお示しします。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただき、加盟・登録団体等に対する周知の程、お願い申し上げます。

なお、お示しした考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置づけの変更を行うかの確認を行った後に確定するものであることを申し添えます。

添付資料

1. 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う業種別ガイドラインの廃止及び位置づけの変更に際しての事業者の取組への支援について（依頼）（令和5年3月31日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡）

【連絡先】

スポーツ庁政策課企画係 電話：03-5253-4111(内線：3780、3791) メール：[sseisaku@mext.go.jp](mailto:sseisaku@mext.go.jp)